

横浜商科大学研究活動上の不正行為防止基本方策

平成 28 年 4 月 1 日制定

令和 3 年 11 月 27 日改正

最高管理責任者決定

横浜商科大学（以下「本学」という。）は、研究活動を積極的に推進するにあたり、学内外からの信頼と、本学における公正な研究活動を確保するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）及び「横浜商科大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）」に基づき、研究活動上の不正行為への対応等に関する体制を整備し、研究活動のための資金・経費の種類に関わらず、全ての研究活動上の不正行為を事前に防止するための取り組みを推進する。

1. 最高管理責任者等の責務及び研究活動不正防止推進委員会の設置

- (1) 最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者は、防止規程第 5 条から第 7 条に定める責務を果たすとともに、防止規程第 5 条第 3 項で定める基本方策及び防止計画の着実な実施に努めなければならない。
- (2) 最高管理責任者は、統括管理責任者を委員長とする研究活動不正防止推進委員会を設置し、不正行為防止の推進を図る。

2. 研究者の責務

研究者等は、横浜商科大学教育研究倫理綱領を遵守するとともに、防止規程第 4 条に定める責務を負うものとする。

3. 二重投稿及び不適切なオーサーシップへの対応

本学は、二重投稿の禁止及び不適切なオーサーシップに関する規定を防止規程において定めるとともに、当該規程等を公表するものとする。

4. 研究倫理教育の実施

研究倫理教育責任者は、対象者に応じた防止規程第 3 条第 1 項第 3 号に定める研究倫理教育を研究者等に定期的実施しなければならない。

5. 研究データ等の保存・開示

研究者等の研究活動によって生み出されたデータ、資料等を適切に管理及び保存し、必要に応じて開示することは、研究者及び研究機関に課せられた責務であることから、研究活動不正防止推進委員会は、研究者に対し適切な研究データ等の保存について指導及び環境整備に努める。